

# 「はじめの100か月の育ちビジョン」の 関連施策の進捗

# 「はじめの100か月の育ちビジョン」の関連施策の実施状況①

## 5つのビジョン

## 関連施策

## 施策の実施状況

「はじめの100か月の育ちビジョン」の普及啓発

- 令和5年度、ビジョンの一般向け広報動画・パンフレットや、保育者など専門職向け研修動画・ガイドブックを制作・公表済。
- 令和6年度、保護者や地域住民向け啓発動画・ハンドブックを制作中であり、今年度中にはまとめる予定。
- また、これらの広報にあたり、イベント出展やメディアタイアップを順次実施中。  
(既に実施済)
- 令和5年度
  - 3月:子育て世帯向けメディア「[ぎゅってWeb](#)」とのコラボWeb記事を公表済。
- 令和6年度
  - 5月:政府広報ラジオ「[杉浦太陽・村上佳菜子 日曜まなびより](#)」とのコラボ番組を放送済。
  - 8月:こども家庭庁主催の「[こども霞が関見学デー](#)」にブース出展済。
  - 10月:国立青少年教育振興機構主催の「[秋のキッズフェスタ2024](#)」にブース出展済。  
保育・幼児教育関係者向けメディア「[園ふあん](#)」にWeb記事を掲載済。
  - 12月:JAL機内誌「SKYWARD」12月号に記事を掲載済。
  - 2月:子育て世帯向けメディア「[&あんふあん](#)」「[ベビーカレンダー](#)」にWeb記事を公表済。  
[乳幼児期の遊びと体験を豊かに！園の先生がこどもと接する上で大切にしていることとは？ | &あんふあん](#)  
[こどもの健康づくりは“妊娠前”から始まるって本当！？【こども家庭庁に聞く】「はじめの100か月」の栄養・授乳・離乳食で知っておきたいコト | ベビーカレンダー](#)  
東京都とキッズデザイン協議会主催の「[セーフティグッズフェア](#)」にブース出展済。  
(今後実施予定)
- 令和6年度
  - 2月:「[mamari](#)」とのコラボWeb記事を公表予定。  
子育て世帯向けイベント「[リトル・ママフェスタ](#)」(大阪)にブース出展予定。
  - 3月:「[イオンレイクタウンkaze](#)」(埼玉)にブース出展予定。  
子育て世帯向けイベント「[ママハピEXPO](#)」(東京)にブース出展予定。



児童虐待防止等の推進

- 令和6年9月、こども家庭庁主催の「[令和6年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議](#)」で、全国の主管課及び児童相談所にビジョンの概要を周知済。
- 全国のこども家庭センターに、ビジョンのパンフレットを送付予定。 2

## 「はじめての100か月の育ちビジョン」の関連施策の実施状況②

5つのビジョン	関連施策	施策の実施状況
	「はじめての100か月」地域コーディネーターの養成	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年度、全国10のモデル地域の民間団体において、<u>地域コーディネーターの活動を進めており、今年度中には取組事例集をまとめる予定。</u></li> </ul>
	「はじめての100か月」の育ちに関する調査研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年度、「はじめての100か月」の「<u>アタッチメント</u>」・「<u>遊びと体験</u>」に関する調査研究や、<u>ビジョンを踏まえた実態調査を進めており、今年度中に報告書をまとめる予定。</u></li> </ul>
	「こども誰でも通園制度」の創設	<p>令和7年4月の制度化、令和8年4月の本格実施に向けて、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>令和6年度に試行的事業を実施した。</u></li> <li><u>制度化の詳細検討のため、「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」を実施した。</u></li> </ul>
	親子関係形成支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後、ビジョンの広報の中で、<u>関連する取組事例を紹介予定。</u></li> </ul>
	保育士・保育教諭・幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善等	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年度において、令和6年人事院勧告を踏まえ、<u>保育士・保育教諭・幼稚園教諭等の公定価格上の人件費について、+10%を上回る処遇改善を行った。</u></li> <li>保育の現場・職業の魅力発信の取組に係る<u>行政説明等の機会において、あわせてビジョンの周知を実施。</u></li> </ul>

# 「はじめの100か月の育ちビジョン」の関連施策の実施状況③

5つのビジョン	関連施策	施策の実施状況
	<p>出産・子育て応援交付金事業の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後、伴走型相談支援に係るガイドラインに、<u>ビジョン関連の記載を盛り込む予定。</u></li> </ul>
	<p>「幼保小の架け橋プログラム」の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4～6年度、文部科学省において、<u>幼保小の関係者が協働して架け橋期のカリキュラムの開発・実施等に取り組む「幼保小の架け橋プログラム事業」を実施。</u></li> </ul>
	<p>放課後児童対策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5・6年度、こども家庭庁と文部科学省で取りまとめた「<u>放課後児童対策パッケージ</u>」に<u>ビジョン関連の記載を盛り込み済</u>(※)。</li> <li>令和7年2月、こども家庭庁主催の「<u>全国こどもの健全育成リーダー養成セミナー</u>」で、<u>全国の児童館・放課後児童クラブ関係者にビジョンの概要を周知予定。</u></li> <li>今後、ビジョンの広報の中で、<u>ビジョンを踏まえた放課後児童対策に関する取組事例も取り上げていく予定。</u></li> </ul> <p>※R6.12.「放課後児童対策パッケージ2025」(抄)                  (2)全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごすための強化策                  3)質の向上に資する研修の充実等                  ④「はじめの100か月の育ちビジョン」と連携した広報                  「はじめの100か月の育ちビジョン」(令和5年12月閣議決定)は、幼保小接続の重要な時期を含め、全てのこどもの「はじめの100か月」(母親の妊娠期～小1)の育ちを切れ目なく支えることを目指している。本ビジョンに基づき、地域の関係者が連携して幼児期から学童期にわたって育ちを保障していくことは、こどもが安心して放課後を過ごすことにもつながることから、ビジョンの趣旨を関係者に周知していくとともに、ビジョンを踏まえた教育・保育等の関係機関の連携による放課後児童対策の取組事例を国として紹介するなど、必要な広報を進める。</p>
	<p>乳幼児触れ合い体験の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年12月、こども家庭庁と文部科学省から自治体宛てに発出した<u>事務連絡の「乳幼児触れ合い体験の推進について」</u>で、<u>ビジョン関連の記載を盛り込み済</u>(※)。</li> </ul> <p>※R5.12.「乳幼児触れ合い体験の推進について」(抄)                  また、同日に閣議決定された「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)」(以下、「はじめの100か月の育ちビジョン」という。)においては、自身の育ちを支えられた者が次代のこどもの育ちを支える好循環を生み出すためにも、ライフイベントの多様性を尊重しつつ、全ての人が学童期・思春期・青年期から、教育機関や地域において、乳幼児の育ちや子育てについて学んだり、乳幼児と関わったりする体験ができる機会を保障することとしています。</p>

# 「はじめの100か月の育ちビジョン」の関連施策の実施状況④

5つのビジョン	関連施策	施策の実施状況
	<p>地域における障害児の支援体制の強化とインクルージョンの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年7月、「<u>児童発達支援ガイドライン</u>」にビジョン関連の記載を盛り込み済(※)。</li> <li>※R6.7.「児童発達支援ガイドライン」(抄) 第1章 総論 2. こども施策全体の基本理念 また、乳幼児期については、全てのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上を図ることを目的として、全ての人で共有したい理念と基本的な考え方を示し、社会全体の認識共有を図りつつ、政府全体の取組を推進する羅針盤として、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)」(以下「はじめの100か月の育ちビジョン」という。)が、令和5年12月に閣議決定されており、「はじめの100か月の育ちビジョン」の内容も十分に理解し、障害の有無にかかわらず全てのこどもの育ちをひとしく切れ目なく保障する視点を持ち、こどもや家族の支援に当たっていくことが重要である。</li> </ul>
	<p>母子保健施策の総合的な推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>母子健康手帳の任意様式部分において、ビジョンに関するHPリンクを記載するほか、こども家庭庁で作成している「母子健康手帳情報支援サイト」にも掲載済。</u></li> <li>※参考：<a href="https://mchbook.cfa.go.jp/pdf/item_1_3.pdf">https://mchbook.cfa.go.jp/pdf/item_1_3.pdf</a></li> </ul>
	<p>地域におけるこども・子育て支援の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>現在制作中のビジョンの保護者向け啓発動画・ハンドブックで、地域子育て支援拠点事業についても取り上げる予定。</u></li> <li>令和7年2月、文部科学省主催の「令和6年度全国家庭教育支援研究協議会」で、<u>全国の家庭教育支援関係者にビジョンの概要を周知済。</u></li> </ul>
	<p>共働き・共育での推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>現在制作中のビジョンの地域住民向け啓発動画・ハンドブックで、仕事と子育ての両立についても取り上げる予定。</u></li> </ul>
	<p>「こども誰でも通園制度」の創設【再掲】</p>	<p>【再掲のため省略】</p>
	<p>出産・子育て応援交付金事業の推進【再掲】</p>	<p>【再掲のため省略】</p>

## 「はじめての100か月の育ちビジョン」の関連施策の実施状況⑤

5つのビジョン	関連施策	施策の実施状況
 <p>ビジョン 05 こどもの育ちを支える 環境や社会の厚みを増す</p>	<p>「こどもまんなかアクション」と連携した広報</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年度、全国各地で開催される「<a href="#">こどもまんなかアクションリレーシンポジウム</a>」や、その他子育て世帯向けイベントへの出展時に、ビジョンのパンフレットを順次配布中。</li> <li>令和6年8月、子育て世帯向けメディア「<a href="#">たまひよ</a>」との<a href="#">コラボWeb記事</a>を公表済。</li> <li>令和6年10月、子育て世帯向けイベント「<a href="#">たまひよファミリーパーク2024</a>」にブース出展するとともに、トークショーを実施済。</li> <li>今後、こども家庭庁HPなどで「こどもまんなかアクション」(#こどもまんなかやってみた)の取組事例を周知する際に、「はじめての100か月」関係の取組も紹介していく予定。</li> </ul>
	<p>「健やか親子21」と連携した広報</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年11月、「<a href="#">健やか親子21全国大会</a>」で、ビジョンのパンフレットを配布するとともに、ビジョンのパネルを掲示済。</li> <li>今後、ビジョン広報のための<a href="#">Web記事</a>を制作する際に、「健やか親子21」とも連携予定。</li> </ul>
	<p>「はじめての100か月の育ちビジョン」の普及啓発【再掲】</p>	<p>【再掲のため省略】</p>
	<p>「はじめての100か月」地域コーディネーターの養成【再掲】</p>	<p>【再掲のため省略】</p>
	<p>乳幼児触れ合い体験の推進【再掲】</p>	<p>【再掲のため省略】</p>

# 「こどもまんなか実行計画2024」における「はじめの100か月の育ちビジョン」の関連施策概要

こどもまんなか  
こども家庭庁

参考

令和5年12月に閣議決定された「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえ、5つのビジョンを実現するための施策を総合的に推進。

## ビジョン①：こどもの権利と尊厳を守る

### ✓「はじめの100か月の育ちビジョン」の普及啓発

ビジョンに基づき、こどもの権利と尊厳を守ることを含め、乳幼児の育ちを支援・応援する行動の輪を広げるため、ビジョンを踏まえた具体的な実践例を交えた**広報動画・パンフレット**等を作成・周知し、**こども・若者や保護者・養育者、こどもに関わる専門職など、社会全体へわかりやすく普及啓発を図る。**

### ✓児童虐待防止等の推進

児童虐待の未然防止や虐待への対応強化等により、こどもの権利と尊厳を守るため、**こども家庭センターの体制整備や、児童相談所の体制強化を含めた児童虐待防止対策の強化等**を図る。

## ビジョン②：「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める

### ✓「はじめの100か月の育ちビジョン」地域コーディネーターの養成

ビジョンに基づき、地域の多様な場に根差して、乳幼児・保護者と地域の人々をつなぐためのイベント開催等の活動を行う**地域コーディネーターを養成する取組を進める。**

### ✓「はじめの100か月」の育ちに関する調査研究

「アタッチメント（愛着）」や「遊びと体験」など、多角的な視点から、**乳幼児の育ちに関する科学的知見の充実・蓄積・普及に向けて、調査研究を行う。**

### ✓「こども誰でも通園制度」の創設

「こども誰でも通園制度」を新たに創設することで、心身の状況や置かれた環境に関わらず、ひとしく全ての乳幼児に対して、**家庭と異なる環境に触れ、家族以外の多様な人と関わる機会等を保障するとともに、保護者等の孤立感・不安感の解消や、育児負担の軽減、親としての成長等を、各家庭の状況等に応じて切れ目なく図る。**

### ✓親子関係形成支援事業の推進

支援が必要なこどもと保護者等に対し、状況に応じて、**親子の適切な関係構築に向けた講座等**を実施する。

### ✓保育士・保育教諭・幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善等

保育士・保育教諭・幼稚園教諭等の人材育成や確保、処遇の改善など、**保育者が誇りを持って働くことのできる体制整備を進めること**で、乳幼児の育ちにとって重要な役割を持つ専門職を支える。

## ビジョン③：「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える

### ✓出産・子育て応援交付金事業の推進

妊娠から出産・子育てまで一貫した、切れ目ない「**伴走型相談支援**」と「**経済的支援**」を一体的に行い、子育て当事者である各利用者に応じたわかりやすい情報提供等を行うことで、**保護者等のウェルビーイングと成長を支援・応援する。**

### ✓「幼保小の架け橋プログラム」の推進

各自治体の幼児教育と小学校教育の関係者が連携・協働して、**5歳児から小学校1年生の2年間の「架け橋期のカリキュラム」**の開発・実施・改善等に取り組む「**幼保小の架け橋プログラム**」を推進する。

### ✓放課後児童対策の推進

「**小1の壁**」を打破し、幼児期から学童期への切れ目ない育ちを保障するため、**放課後児童クラブの受け皿整備など、関係省庁で連携して放課後児童対策を推進する。**

### ✓乳幼児触れ合い体験の推進

「**地域少子化対策重点推進交付金**」等を活用し、教育・福祉部局の連携の下、**若い世代が乳幼児や子育て家庭と触れ合う機会を増やすこと**で、育ちを支えられてきた者が次代のこどもを支える循環づくりを図る。

### ✓地域における障害児の支援体制の強化とインクルージョンの推進

障害の有無にかかわらず、安心して暮らすことのできる地域づくりのため、**地域における障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターの機能強化を図るとともに、保育所等への巡回支援の充実を図るために必要な支援を行う。**

## ビジョン④：保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする

### ✓母子保健施策の総合的な推進

産前産後の支援や乳幼児健診の推進など、妊産婦や子育て世帯を支える母子保健分野の諸施策を総合的に推進する。

### ✓地域におけるこども・子育て支援の推進

保護者等の相談や交流、育ち合いの場の確保のため、**地域子育て支援拠点事業等**を推進するとともに、身近な相談機関である**地域子育て相談機関の整備**等によって、子育て世帯に必要な支援につなげる。また、**ファミリー・サポート・センター事業等**を通じた地域における育児の相互援助や、**家庭教育支援等**を進める。

### ✓共働き・共育での推進

出生後一定期間内に両親ともに育児休業を取得することを促進するなど、**保護者等の労働環境の整備を含めた対応を進めること**で、こどもと過ごす時間の確保を図る。

### ✓「こども誰でも通園制度」の創設【再掲】

### ✓出産・子育て応援交付金事業の推進【再掲】

## ビジョン⑤：こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

### ✓「こどもまんなかアクション」と連携した広報

「こどもまんなか社会」の実現に向けて、「こどもまんなかアクション」と連携し、**ビジョンを踏まえた国民の具体的な行動を促す広報を行う。**

### ✓「健やか親子21」と連携した広報

「健やか親子21」の妊娠・出産・子育て期の健康に関する普及啓発と連携し、**ビジョンを踏まえた基本的な考え方を広める広報を行う。**

### ✓「はじめの100か月の育ちビジョン」の普及啓発【再掲】

### ✓「はじめの100か月の育ちビジョン」地域コーディネーターの養成【再掲】

### ✓乳幼児触れ合い体験の推進【再掲】

# 関連施策の参考資料

令和7年度予算案 36百万円 + 令和6年度補正予算額 1.4億円 (36百万円)

## 事業の目的

- 令和5年12月、**全てのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめての100か月」**（妊娠期から小1まで）から生涯にわたる**ウェルビーイング**（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）の向上に向けて、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめての100か月の育ちビジョン）」が閣議決定された。
- 本ビジョンを社会全体の全ての人に共有し、本ビジョンを踏まえた取組を推進するため、「**1. 『はじめての100か月の育ちビジョン』の普及啓発**」「**2. 『はじめての100か月の育ちビジョン』地域コーディネーターの養成**」「**3. 『はじめての100か月』の育ちの科学的知見に関する調査研究**」を3年間で集中的に実施。
- これらの実施と相互の有機的な連携により、「はじめての100か月の育ちビジョン」を非常に大切だと思う人の割合を80%に増加させることを目指し（令和5年度現在：約46%）、**全てのこどもの「はじめての100か月」の育ちを社会全体で支援・応援**することで、本ビジョンの実現を図る。

## 事業の概要

### 1. 「はじめての100か月の育ちビジョン」の普及啓発

#### ① 「はじめての100か月の育ちビジョン」の効果的な広報 【令和7年度当初予算案】

本ビジョンの社会的な認知度の向上とビジョンを踏まえた行動の促進を図るため、「**はじめての100か月**」をテーマとした**イベントの開催や外部メディアとのタイアップなど、様々な効果的な広報を実施。**

#### ② 「はじめての100か月の育ちビジョン」の普及啓発コンテンツ作成 【令和6年度補正予算】

- ✓ **こども・若者**（小中高生や大学生）向けに、**乳幼児の育ちや子育てに関心を持ってもらえるようなパンフレット・動画等を作成。**
- ✓ **企業向けに、乳幼児の育ちや子育てへの支援・応援を促すパンフレット・動画等を作成。**

みんな大切に  
『はじめての100か月』

### 2. 「はじめての100か月の育ちビジョン」地域コーディネーターの養成 【令和6年度補正予算】

本ビジョンを踏まえて、「はじめての100か月」の育ちを支える環境や社会の厚みを増すことを目指し、**乳幼児やその保護者・養育者と地域の人々をつなぐ活動を行う地域コーディネーターを全国的に養成するため、各地域におけるモデル事例を創出。**

令和6年度までのモデル事例を踏まえ、自治体等においてコーディネーター研修をさらに充実させた形で実施するとともに、モデル事例の全国展開に向けた地方キャラバンの開催や事例集の周知などに取り組むことで、より多種多様な地域の実情に応じた実践事例の蓄積と横展開を図る。

### 3. 「はじめての100か月」の育ちの科学的知見に関する調査研究 【令和6年度補正予算】

「はじめての100か月」のこどもの育ちに関する科学的知見の充実・普及に向けて、「**こどもの誕生前から幼児期までの切れ目ない育ちの保障**」や「**乳幼児の保護者・養育者への支援・応援**」、「**地域社会と乳幼児の関わり**」等に関する調査研究を行う。

## 実施主体等

【実施主体】民間企業・団体等

【委託先】 1. 民間企業等 2. 統括事業者+自治体・民間団体等10か所程度（475万円/1件） 3. 学術機関・民間企業等

# 「はじめの100か月の育ちビジョン」の広報（取組状況）

## 令和5年度

### ▼パンフレット（こども家庭庁HP）

[「はじめの100か月の育ちビジョン」パンフレット](#)



### ▼紹介動画（3分）（こども家庭庁HP・YouTube）

[「はじめの100か月の育ちビジョン」紹介動画](#)

### ▼PR動画（6秒）（こども家庭庁HP・デジタル広告）

動画①：[『はじめの100か月』が生涯の幸せにつながっていくって、知ってますか？](#)

動画②：[こどもには、いろいろな人やモノとの出会いが大切なんです。](#)



動画③：[『こどもまんなか』を一緒に目指していきませんか？](#)

### ▼杉浦太陽・村上佳菜子 日曜まなびより（政府広報HP）

[政府広報ラジオ「日曜まなびより」](#)

### ▼子育て世帯向けメディア「ぎゅってWeb」とのコラボ

[「ぎゅってWeb」対談記事](#)



### ▼研修ガイドブック（こども家庭庁HP）

[「はじめの100か月の育ちビジョン」研修ガイドブック](#)

### ▼研修動画（15分）（こども家庭庁HP・YouTube）

[「はじめの100か月の育ちビジョン」研修動画](#)

## 令和6年度

### ▼保護者向けのハンドブック+動画の制作

- [「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえ、保護者の具体的なアクションにつながるメッセージを身近な例を交えて発信。](#)
- [保護者の気づき・学びを自然に促すとともに、必要な子育ての支援・応援につなげていく。](#)

### ▼関心層向けのハンドブック+動画の制作

- [「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえ、多様な関心層の具体的なアクションにつながるメッセージを身近な例を交えて発信。](#)
- [それぞれの立場（中高生・職場・地域）から、「はじめの100か月」の育ちを支援・応援する行動を促していく。](#)

### ▼広報物の制作

- ① ポスター
- ② リーフレット
- ③ グッズ

### ▼イベントへの出展

- 2月：東京都とキッズデザイン協議会主催の「セーフティグッズフェア」（東京）にブース出展済。  
子育て世帯向けイベント「リトル・ママフェスタ」（大阪）にブース出展予定。
- 3月：「イオンレイクタウンkaze」（埼玉）にブース出展予定。  
子育て世帯向けイベント「ママハピEXPO」（東京）にブース出展予定。

### ▼外部メディアとのタイアップ

- 2月：子育て世帯向けメディア「&あんふあん」「ベビーカレンダー」にWeb記事を公表済。  
[乳幼児期の遊びと体験を豊かに！園の先生がこどもと接する上で大切にしていることとは？ | &あんふあん](#)  
[こどもの健康づくりは「妊娠前」から始まるって本当！？【こども家庭庁に聞く】「はじめの100か月」の栄養・授乳・離乳食で知っておきたいコト | ベビーカレンダー](#)  
「mamari」とのコラボWeb記事を公表予定。

# 「はじめの100か月の育ちビジョン」ポスター・リーフレット

## 【ポスター】

こどもみんなの  
こども家庭庁  
×  
子育て支援センター

みんなで大切に  
『はじめの100か月』

「はじめの100か月」は、生涯の幸せを育てる。

妊婦期から小学校1年生までがだいたい100か月。  
この時期に、こどもは様々な人やモノ、環境との初めての出会いを繰り返しながら育っていきます。  
だからこそ、私たちはこどもが人生の最初の一步を踏み出せるよう、  
社会全体で支え、応援していくことが大切です。  
こどもがみんなの社会を実現することは、すべての人の幸せ（ウェルビーイング）にも繋がります。  
みんなで大切に、「はじめの100か月」。

詳細は、こども家庭庁HPへ！  
はじめの100か月

## 【リーフレット（表）】

『はじめの100か月』という言葉を知ったときに、何を思い浮かべますか？

妊婦期から小学校1年生までがだいたい100か月です。この時期に、こどもは、様々な人やモノ、環境との初めての出会いを繰り返し育っていきます。  
『はじめの100か月』は、生涯の幸せを育てる。こども家庭庁では、全てのこどもの『はじめの100か月』を、みんなで大切にしていきたいと考え、『はじめの100か月の育ちビジョン』をまとめました。

『はじめの100か月』は、生涯にわたるウェルビーイングの土壌に繋がっていく、大切な時期です。

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳
0か月	12か月	24か月	36か月	48か月	60か月	72か月	84か月
0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳
0か月	12か月	24か月	36か月	48か月	60か月	72か月	84か月

『はじめの100か月』の5つのビジョン - 大切にしたい考え方-

**01** こどもの権利と尊厳を守る

全てのこどもに権利があります。こども一人ひとりの思いや能力も大切にしています。

**02** 「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める

こどもは、おとなの「アタッチメント（愛情）」を基盤として、「遊びと挑戦（困難）」を繰り返しながら成長していきます。

**03** 「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える

こどもの成長に合わせた環境の変化が育ちの「切れ目」を生まないように、全ての段階で適切に育ちを支えることが重要です。

**04** 保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする

こどもに最も近い存在の保護者・養育者がこどもにもっと寄り添えるように、様々な人や機関で支えたいです。

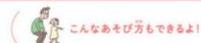
**05** こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

こどもや子育てに理解や関わりがある人も、全ての人がこどもの育ちにとって大切な役割を担っています。

## 【リーフレット（裏）】

『はじめの100か月』まちがいがさし  
2つの絵を見比べて、10個のまちがいをさがしてみよう！

こども家庭庁  
×  
子育て支援センター



※印刷用紙はA4です。  
Q. 印刷されている日付は正しいですか？ Q. 貼ってあるお名前は正しいですか？

## 乳幼児期の遊びと体験を豊かに！園の先生が子どもと接する上で大切にしていることとは？



子ども家庭庁が策定している「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン『はじめの100か月の育ちビジョン』」。

“100か月”とは、こどもの誕生前（妊娠期）から小学校1年生までの時期をさし、その時期の子ども一人一人が健やかに育つことができるよう、大切にしたいこととして5つのビジョンを掲げています。

中でも、こどもの「遊びと体験」を豊かにすることが成長の上で不可欠だと言われています。この記事では、日中の多くの時間を子どもたちと過ごしている園の先生たちに、日頃の保育活動やこどもとのコミュニケーションで大切にしていることなどについて紹介します。

### こどもとの関わりで大切にしていること

- 何をして遊ぶかを相談したり、遊びのアイデアが園児自身から出てきたりなど、日頃の活発なやり取りが伺えます。  
「はじめの100か月の育ちビジョン」には「こどもの権利と尊厳を守る」というビジョンもあるのですが、先生たちが子どもと接する上で大切にしていることを教えてください。

0歳児はまだ話すことは少ないですが、「同じ目線で物事を見る」ように心がけています。物理的にも同じ目線に立ってみて、こどもの目線だと外はどんな風に見えるのか、そして今何に興味があるのかをよく見るようにしていますね。気づきを与えるような声かけをすることはありますが、何でもこちら側から「こうしてみたら？やってみたら？」と促すのではなく、あくまでも「今どんなことに興味があるのか」、こどもの様子を観察することを大切にしています。



0歳児クラス担当・高坂先生

Yell/

### ママ・パパだって子育ては「はじめて」で、わからないことがあって当たり前

- 子育てにおける不安や心配事は尽きないかと思います。ママ・パパの悩みや不安に対してどのように関わっていますか。

多くのママ・パパたちは入園前にいろいろなことを調べたり、自分の子育ての理想を描いたりしますよね。そして「イメージしていたことと違う…」と壁に当たることも多いと思います。そういうときは、気軽に先生に相談してほしいと思っています。「預けているのに悪いから…」、「忙しそうだから…」と先生にちゅうちょすることもあるかもしれませんが、そうして悩んでいる期間もこどもは成長しています。どうか遠慮せずに、気になることはなんでもお知らせください。うれしいことも、悩みも喜びも共有しあえる関係になればと願っています。（施設長・山下先生）



## こどもの健康づくりは“妊娠前”から始まるって本当！？【こども家庭庁に聞く】 「はじめの100か月」の栄養・授乳・離乳食で知っておきたいコト



赤ちゃんがママのおなかにいるときから小学校1年生になるまでの期間が約100か月。  
こども家庭庁では、この「はじめの100か月」を通して、社会全体で切れ目のないこどもの育ちを支えていくことを呼びかけています。  
とりわけこどもの健やかな発育・発達や健康の保持・増進の基盤となるのが「食」。ただこの時期の食事は、育児書に書いてあるとおりに進まないことも多く、悩みや疑問は尽きません。  
保護者に向けて、「こども家庭庁」はどのような発信をしているのか、ベビーカレンダー編集長と会員ママたちが話を聞きに行きました。



miyabiさん

特に妊活中、インスタで情報を漁っていたので同感です。「あれがいい」「これがいい」といろいろ出てきて取捨選択に迷いました。

久保さん



たくさんの情報があり、何が正しいのかよくわからない、というのは私たちも耳にするところです。どういった人が監修した情報なのか明示されていると信頼できる、という声も聞きますね。

こども家庭庁では、先ほどご紹介した「健やか親子21」の中で授乳や離乳食のリーフレットを公開しております。例えばこの中に「生後5か月からの離乳スタートガイド」があるのですが、ここでは「離乳は行きつ戻りつでも大丈夫」とお伝えしています。離乳食では、昨日まで食べていたものが今日は全く食べないということはよくありますので、こうした情報を参考にしながら、食を通じてお子さまの成長を楽しんでいただけたらよいのかな、と思います。



**「はじめの100か月の育ちビジョン」地域コーディネーター養成事業  
モデル地域（団体）（令和6年度）**

No.	モデル団体	主な活動拠点	主な活動内容(予定)
1	一般社団法人 はぐネット	石川県野々市市	地元地域の商店街に「こども服のクローゼット」を常設店舗として設置するとともに、公民館や民間施設におけるこども服の交換イベントを開催し、乳幼児の親子と地域住民の交流を図る。
2	学校法人 柿沼学園	埼玉県久喜市	地元地域の幼児教育・保育施設や子育て支援センター、学校、学生サークル、自治会などと連携し、ビジョンを周知するとともに乳幼児の親子と地域住民が交流するイベントや講習会などを開催する。
3	スリール株式会社	東京都新宿区	プレママ・プレパパが先輩の子育てと関わる機会や、学校・大学の授業で乳幼児の親子と触れ合う時間を設け、こども・若者が多様な家族のあり方を学び、子育てを前向きに捉えられるようにすることを促すほか、地域の企業や高齢者と乳幼児の親子との交流を図る。
4	特定非営利活動法人 アンジュ・ママン	大分県豊後高田市	地域子育て支援拠点でボランティアを受け入れるとともに、小中高生の乳幼児触れ合い体験や、地域イベントにこどもが参加しやすいような配慮などを行うことで、乳幼児の親子と地域住民の関わりを増やす。
5	特定非営利活動法人 棚田LOVERS	兵庫県姫路市、市川町	地元地域の里山・棚田・畑・古民家・商店街を活用し、乳幼児の親子と地域の大学生や会社員・高齢者が交流する機会を設け、農作業や自然・料理体験、絵本の読み聞かせ、子育て講習などを実施する。
6	特定非営利活動法人 ながいく	愛知県長久手市	地元地域の小中高生や大学生、高齢者、外国の方、障害のある方など、地域住民と乳幼児の親子が関わる子育てサロンや託児ボランティア、その他イベントを開催し、多世代の交流を図る。
7	特定非営利活動法人 新座子育てネットワーク	埼玉県新座市	地元地域の小中高生・大学生向けに授業で乳幼児と触れ合う機会を提供するほか、子育て支援拠点のプレママ・プレパパやファミサポ援助会員、町内会の高齢者などが乳幼児の親子と関わる機会を創出する。
8	特定非営利活動法人 びーのびーの	神奈川県横浜市	「産前産後のおうち」で妊婦や乳児の親子と高齢者が関わる機会や、小中高生が授業で乳幼児と触れ合う体験、地域のボランティアがこども食堂でこどもと関わる機会などを設け、交流を図るとともに、子育て家庭の生活圏の商店などに対する子育てへの理解促進を図る。
9	まちの研究所株式会社	東京都渋谷区	「駒テラス西参道」のまちづくり施設において、地域の資源や環境を利用し、プレママ・プレパパや子育て世帯、商店街や会社員、高齢者などの地域住民と乳幼児の親子が関わるイベントを開催するなど、まちの人が主体的に協働しあう多世代交流を通じた地域活性化を図る。
10	有限会社 ミュージックプランニング	熊本県熊本市	地元地域の育児サークルと、学校や老人会、企業や店舗などをつなぎ、乳幼児の親子と地域住民が交流するイベントやワークショップ、ボランティア、体験活動などを実施する。

※地域コーディネーター研修の実施やモデル事例集のとりまとめなどを行う全体統括事業者は、「特定非営利活動法人 全国認定こども園協会」に委託。

# 「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた 調査研究事業のイメージ

令和5年度

令和6年度

はじめの100か月の育ちビジョン

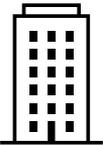
R5.12.22  
閣議決定

科学的知見の  
充実・普及  
(調査研究)  
R5 補正予算

乳幼児の育ちに関する科学的知見が十分に整理・周知されていない現状を踏まえ、「はじめの100か月の育ちビジョン」で位置づけられている基本的な考え方について、科学的な根拠に基づいて普及啓発を行うべく、乳幼児の育ちに関する科学的知見の体系的な収集・整理・分析と、広く国民一般への周知・浸透に向けた調査研究を実施。

## 調査研究の実施イメージ

調査研究事業の委託  
(学術機関・民間企業等  
3件程度)



調査研究委員会



調査研究の実施内容・結果等についての有識者による検討・分析

- ◎乳幼児期の「アタッチメント（愛着）の形成」や「遊びと体験」と、こどもの心身の成長との関係等について、国としてエビデンスを示すことができるよう、**国内外の研究や好事例等を幅広く調査・整理・分析（下記①②）。**
- ◎あわせて、乳幼児を取り巻く生活実態を把握し、今後の施策に役立てるため、**保護者・養育者等を対象とした全国的な実態調査を実施（下記③）。**

### 【具体的なテーマ】

- ①「乳幼児との関わり」に関する調査研究
- ②「乳幼児の遊びと体験」に関する調査研究
- ③乳幼児を取り巻く生活の実態調査

先行研究の調査・整理・分析



調査研究テーマに関連する既存の研究についての調査や整理・分析等を実施

現地調査・ヒアリング  
アンケート等の実施



先行研究を踏まえ、現地調査や、関係者へのヒアリング・アンケート等を実施

調査報告書のとりまとめ・公表

報告書

調査研究の結果をエビデンスに基づきながら分かりやすくまとめた報告書を作成・公表

# こども誰でも通園制度

○ 令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、こども誰でも通園制度を創設【R7.4.1 制度化、R8.4.1 給付化】

0歳

1歳

2歳

3歳

4歳

5歳

6歳

就労要件あり

保育所、認定こども園等

※小学校就学まで

小学校

※満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから

就労要件なし

こども誰でも通園制度

- ・就労要件を問わない
- ・月一定時間までの利用可能枠
- ・時間単位の柔軟な利用

※0歳6か月から満3歳未満を想定

幼稚園

※満3歳から小学校就学まで

【本格実施に向けたスケジュール】

令和6年度

○ 制度の本格実施を見据えた試行的事業

・118自治体に内示（令和6年8月30日現在）

※年末までに令和7年度の事業内容（人員・設備の基準等）の方針について決定。

令和7年度

○ 法律上制度化（地域子ども・子育て支援事業）

・自治体の判断において実施

※年末までに令和8年度の事業内容（給付の詳細等）の方針について決定。

令和8年度

○ 法律に基づく新たな給付制度

・全自治体で実施

令和7年度予算案等における対応

○ 令和7年度から、法律に基づく事業として実施

- ・利用可能時間（補助基準上の上限）：こども1人当たり10時間/月
- ・人員配置基準：一時預かり事業と同様（年齢・人数に応じた配置とし、うち保育士2分の1以上）
- ・補助単価：年齢ごとの補助単価を設定（0歳児：1,300円、1歳児：1,100円、2歳児：900円）

○ 自治体・事業者等向けの手引の作成や、総合支援システムの構築等の準備を進める

〈子ども・子育て支援交付金〉令和7年度予算案 2,138億円の内数 (2,074億円の内数)

※ ( ) 内は前年度当初予算額

## 事業の目的

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業（「こども誰でも通園制度」）を創設する。

## 事業の概要

【対象児童】 保育所、認定こども園、地域型保育事業所等に通っていない  
0歳6か月～満3歳未満の未就園児

【実施施設】 保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、  
地域子育て支援拠点、企業主導型保育事業所、認可外保育施設、児童発達支援センター 等

【実施方法】 一般型（在園児合同又は専用室独立型）又は余裕活用型

【単 価】 補助基準額上、月の上限を10時間とした上で、こどもの年齢に応じて、こども一人1時間  
当たりの単価を設定。

※こどもの年齢に応じた単価については、年度当初の年齢に応じた単価とする。

加えて、障害児、要支援家庭のこども、医療的ケア児を受け入れる場合の加算についても  
単価を設定。

	こども一人 1時間当たり単価
0歳児	1,300円
1歳児	1,100円
2歳児	900円
障害児加算	400円
要支援家庭のこども加算	400円
医療的ケア児加算	2,400円

## 実施主体等

【実施主体】  
市町村

【補助単価】  
人口規模に応じ、補助基準額の上限を設定する。

これに加え、賃借料加算（※）を設ける。

（※）1事業所当たり年額3,066千円

（令和7年度以降に賃借により開設した事業所に限る）

【補助割合】

国：3/4 市町村：1/4

	①乳児等通園支援事業 の実施に必要な経費	②指導監督員の雇上 げに必要な経費	合計
人口100万人以上	167,430千円	18,252千円	185,682千円
人口50万人～ 100万人未満	134,180千円	9,126千円	143,306千円
人口10万人～ 50万人未満	125,568千円	4,563千円	130,131千円
人口5万人～ 10万人未満	37,189千円	4,563千円	41,752千円
人口5万人未満	17,214千円	4,563千円	21,777千円

# 市区町村における子育て家庭への支援の充実

- 要支援・要保護児童（※1）は約23万人、特定妊婦（※2）は約0.8万人とされる中、支援の充実が求められている。  
※1 保護者への養育支援が特に必要、保護者による監護が不適当な児童 ※2 出産前において出産後の養育支援が必要な妊婦
- **地域子ども・子育て支援事業において、訪問型支援、通所型支援、短期入所支援の種類・量・質の充実を図るとともに、親子関係の構築に向けた支援を行う。**
- 市区町村において計画的整備を行い、特に、支援が必要な者に対しては市区町村が**利用勧奨・措置を実施**する。

## 子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む）
- 訪問し、子育てに関する**情報の提供、家事・養育に関する援助**等を行う。  
例）調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言 等

## 児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）

- 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象
- **児童の居場所となる拠点を開設**し、児童に生活の場を与えると同時に児童や保護者への相談等を行う  
例）居場所の提供、食事の提供、生活リズムの調整、学習支援、関係機関との調整 等

## 親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者等を対象
- 親子間の適切な関係性の構築を目的とし、**子どもの発達状況等に応じた支援**を行う。  
例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方等を学ぶ（ペアレントトレーニング） 等

## 子育て短期支援事業

- **保護者が子どもと共に入所・利用可能**とする。子どもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする。
- 専用居室・専用人員配置の推進、入所・利用日数の柔軟化（個別状況に応じた利用日数の設定を可とする）を進める。

## 一時預かり事業

- 子育て負担を軽減する目的（**レスパイト利用**など）での利用が可能である旨を明確化する。

## 地域子ども・子育て支援事業への位置づけ

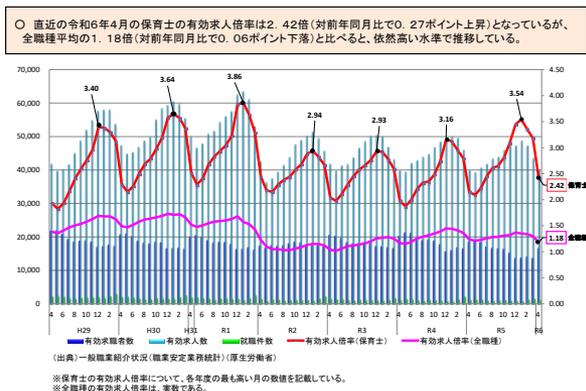
- ✓ 市区町村の計画的整備
- ✓ 子ども・子育て交付金の充当

# 保育人材の確保のための総合的な対策

## 現状・課題等

○待機児童は大幅に減少してきているが、保育士の有効求人倍率は2.42倍（令和6年4月）と全職種平均（1.18倍）と比べても高い水準となっている中で、配置基準の改善や「こども誰でも通園制度」の制度化に伴い、今後も保育士の確保は必要となる

保育士の有効求人倍率の推移（全国）



### 【職場環境の整備】

○保育士を退職した理由として、仕事量が多いことや労働時間が長いことが要因として挙げられている。また、非効率な事務作業や紙での業務によってこどもと向き合う時間が取れないといった意見がある

### 【新規資格取得支援】

○若年人口が減少していく中で、保育士養成課程を置く大学、短大、専門学校への入学者数が減少傾向にある。学生の保育職への就職率の維持・向上も課題

### 【離職者の再就職や職場復帰の支援】

○保育士の登録者数と就労者数に差がある中で、潜在保育士の再就職支援を進める必要

## 令和7年度以降の対応等

### 取組の方向性

働きやすい職場環境づくり、新規資格取得と就労の促進、離職者の再就職・職場復帰の促進、保育の現場・職業の魅力発信の取組を総合的に推進

#### ✓対応のポイント



- テクノロジー活用、現場の体制やサポートの充実
- 養成校等の取組の強化
- 保育士・保育所支援センターの機能強化

### 【働きやすい職場環境づくり】

○保育現場へのICTの導入や保育士のサポートとしての保育補助者等の配置を推進し、保育士がこどもと向き合う時間を確保  
○巡回支援や交流促進等による保育士や事業者へのサポートを充実  
○休憩の適切な確保や自己研鑽の時間の確保の推進

### 【新規資格取得と就労の促進】

○指定保育士養成施設への修学支援や保育所への就職促進の取組への支援を進める【R6補正、R7～】  
○保育所等で働きながら資格取得を目指す者への支援  
○地域限定保育士制度の一般制度化【法律改正・できるだけ早期に】  
○課題やニーズを踏まえた養成・研修内容の充実を図る  
○保育士の登録に係るオンライン手続き化に取り組む

### 【離職者の再就職・職場復帰の促進】

○保育士・保育所支援センターの法制化を行い、保育士確保のための拠点として位置づけ、関係機関が連携協力して保育士の確保のための支援を行う体制整備を促進【法律改正・できるだけ早期に】  
○再就職や職場復帰の支援（就職準備金の貸付支援、未就学児をもつ保育士の保育料の貸付等）  
○潜在保育士の段階的な職場復帰支援  
○職業安定行政と連携して、求人・求職の適切な環境の整備を進める

○総合的な保育士確保対策を推進し、保育の提供体制を確保する



- 【保育人材の増加傾向の維持（令和8年度）】
- 【保育人材の勤続年数の上昇傾向の維持（令和8年度）】
- 【保育士・保育所支援センターへの登録者数の増加（令和8年度）】

## 現状・課題等

- SNS上では、保育に関する誤った情報や保育士・保育の現場へのネガティブなイメージが生じ得る内容の情報も存在
- 正確な情報を発信することにより、保育士が進路選択にあたっての選択肢の一つとなること、現在保育士として従事する者が就業を継続すること、一度現場から離れた者の復帰、を後押しすることが必要



「ハローミライの保育士」トップページ



「ポスター」



「保育人材確保懇談会」

## 令和7年度以降の対応等

### 取組の方向性

保育の現場や保育士等の仕事の魅力の発信を進め、若者や保護者をはじめとする国民の理解を深め、保育人材の確保を図る

#### ✓対応のポイント



- 保育の現場や保育士の仕事の魅力の発信
- 保育の魅力・イメージ向上
- 関係者の連携協働、訴求対象を踏まえた取組

### 【魅力発信プラットフォーム（ハローミライの保育士）の整備・発信】

- こども家庭庁のHPに「ハローミライの保育士」を開設  
主に中高生や資格所有者を対象として、保育所等の実践事例集や実践動画などを掲載し、保育の魅力発信するとともに、中高生の保護者や進路指導担当者、地域の方など社会全体の保育士という職業への理解促進に取り組む

### 【多様な関係者による検討・発信（保育人材確保懇談会等）】

- 保育人材確保懇談会  
保育の魅力情報発信等の取組について意見交換と情報共有を行い、関係者間の連携・強化を図る
- 保育雑誌編集者懇談会  
雑誌編集者との意見交換の場を設けることで保育雑誌を媒介とした保育現場への広報の強化を図る
- 保育士・保育所支援センター全国連絡会  
好事例の共有・意見交換の場を提供することにより、保育士・保育所支援センターの気運醸成や更なる取組強化を図る

### 【自治体や保育現場等の地域の実情に応じた魅力発信の取組の支援】

- 「保育士・保育の現場の魅力発信事業」による自治体の取組の支援
- 調査研究による効果的な取組事例の共有等



- 保育士・保育の現場に対するイメージを改善し、保育士を目指す学生を増やす

【保育士を魅力的だと感じるこども・若者等の割合の増加（令和8年度）】

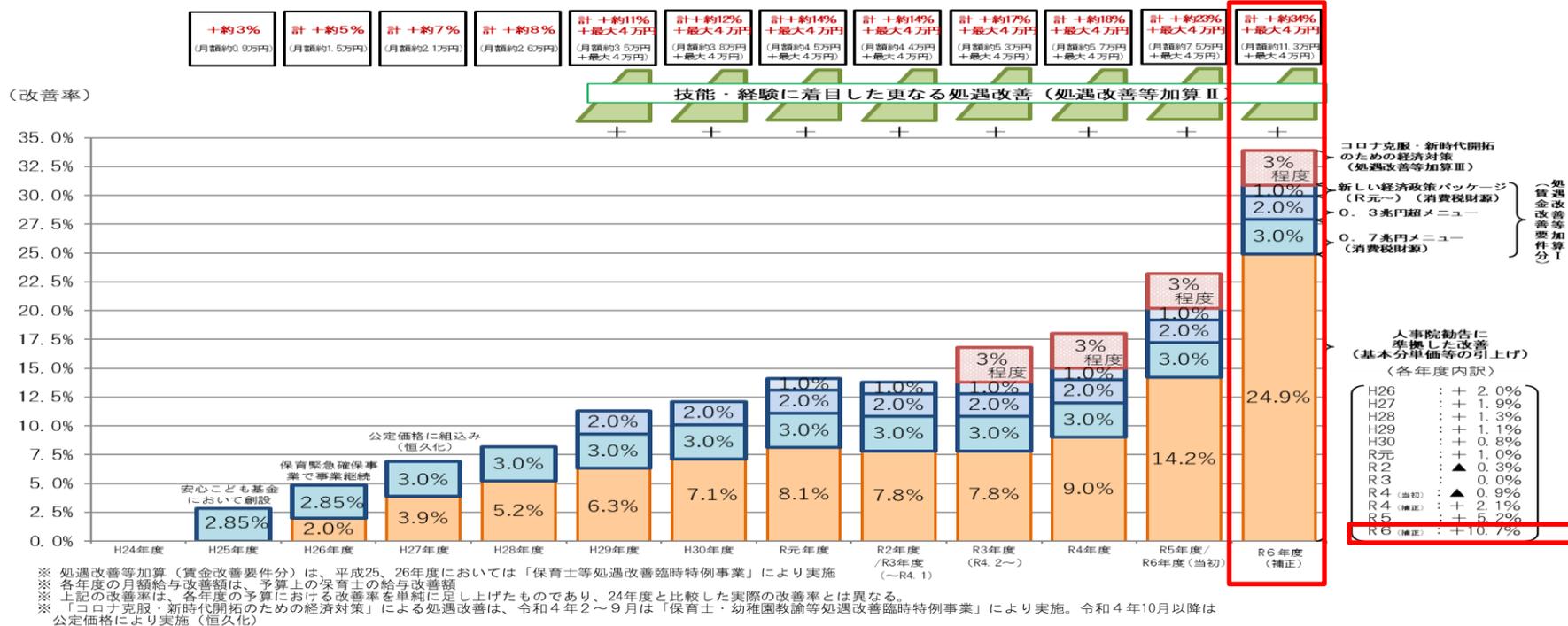
# 保育士等の処遇改善

## こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）

- 保育士等の処遇改善については、令和5年人事院勧告を踏まえた対応を実施するとともに、民間給与動向等を踏まえた更なる処遇改善を進める。
- くわえて、費用の使途の見える化に向けて、事業者が施設ごとの経営情報等を都道府県知事に報告することを求めるとともに、報告された経営情報等の分析結果等の公表を都道府県知事に求めること等を法定化する。

## 令和6年度の対応

- 令和6年人事院勧告を踏まえ、保育士等の公定価格上の人件費を+10.7%改善【令和6年度補正予算1,150億円】



## 令和7年度予算案等における対応

- 保育士等の公定価格上の人件費について、令和6年補正予算で措置した+10.7%の改善を引き続き確保し、令和7年度予算案においても反映【令和7年度予算案1,607億円】（一般会計：882億円、事業主拠出金：725億円）
- 経営情報の継続的な見える化（保育所等が収支計算書や職員給与の状況等について都道府県に報告する仕組み）を施行し、保育所等の賃金の状況や費用の使途の分析・見える化を推進【令和7年4月施行、事業年度終了後5月以内に報告】
- 処遇改善等加算ⅠⅡⅢについて、事務手続きの簡素化等の観点から一本化（基礎分・賃金改善分・質の向上分の3区分に整理の上、配分ルールの柔軟化や賃金改善の確認方法の簡素化等を実施）

## 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業の創設

妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、子ども・子育て支援法に**妊婦のための支援給付を創設**するとともに、児童福祉法に**妊婦等包括相談支援事業を創設**し、市町村は、**妊婦のための支援給付を行うに当たっては、妊婦等包括相談支援事業等の支援を効果的に組み合わせる**ことを子ども・子育て支援法に規定。

### 妊婦のための支援給付（子ども・子育て支援法）

- 市町村は、妊婦であることの認定後に**5万円**を支給。その後、妊娠しているこどもの人数の届出を受けた後に**妊娠しているこどもの人数×5万円**を支給する。



### 妊婦等包括相談支援事業（児童福祉法）

- 妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業として新設する。
- 母子保健法の事業との連携確保について定めるとともに、子ども・子育て支援法上の地域子ども・子育て支援事業に位置づける。

妊娠期  
(妊娠8～10週前後)



※妊娠届出時等

妊娠期  
(妊娠32～34週前後)



出産・産後



※出生届出時や  
乳児家庭全戸訪問等

産後の育児期

継続的な情報発信  
希望に応じた相談対応

【実施主体】市町村（こども家庭センター）  
(NPO等の民間法人が実施する地域子育て支援拠点等への委託可)

伴走型相談支援

身近で相談に応じ、  
必要な支援メニューにつなぐ

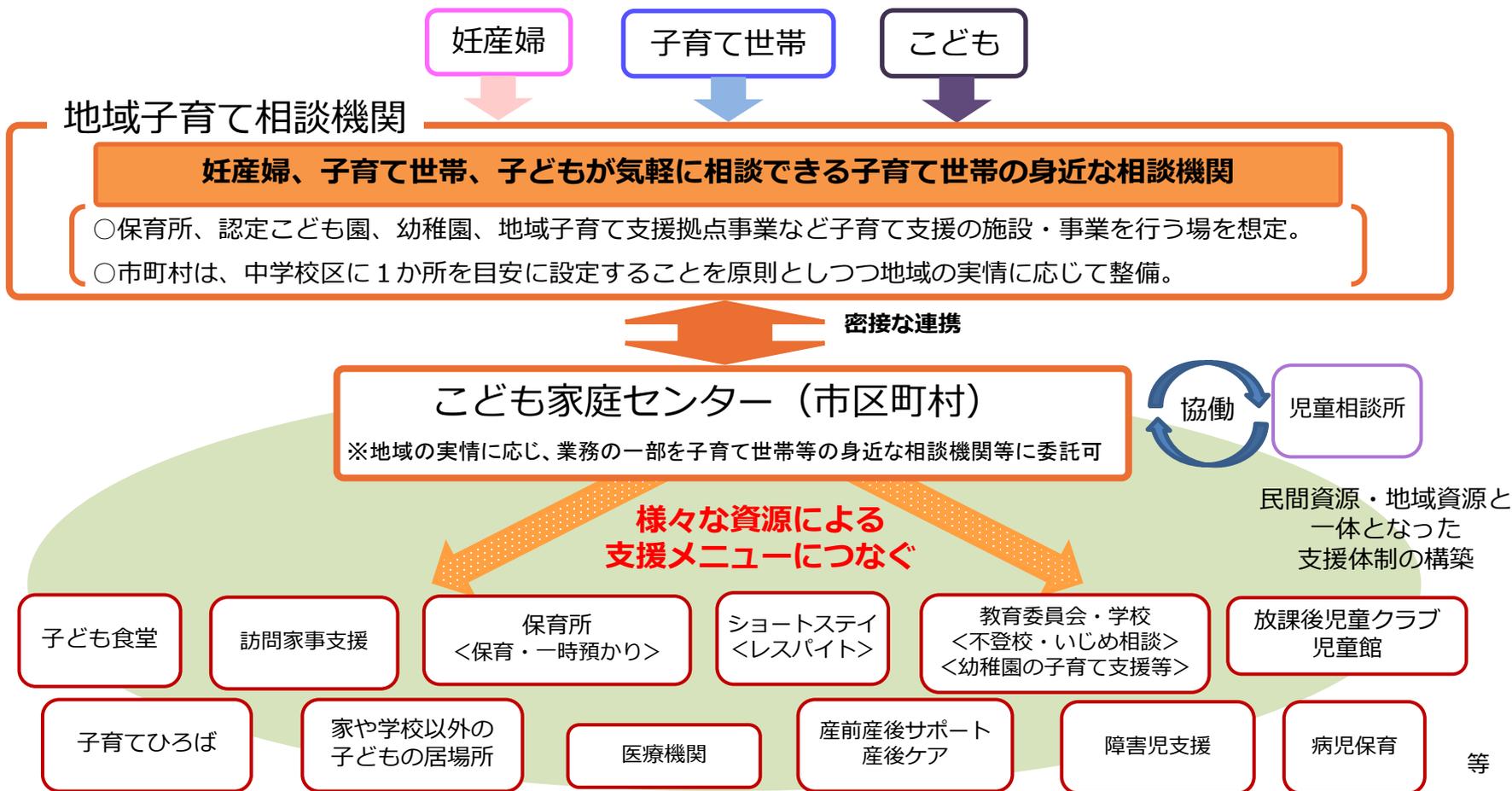
妊婦の認定後：5万円の支給

妊娠しているこどもの人数×5万円の支給

※ 給付金の支払方法については、紛争の未然防止や事務の確実かつ効率的な実施の観点から、現金など確実な支払方法とする。  
この場合においても、希望者が支給された給付金を妊娠・出産育児関連用品の購入・レンタル費用助成、サービス等の利用負担軽減のクーポン等で受け取れるようにすることは可能。

## 地域子育て相談機関

- 地域子育て相談機関は、利用者にとって敷居が低く、物理的にも近距離にあり、全ての妊産婦及びこどもとその家庭からの相談に応じ、**子育て世帯に対して情報発信**や能動的な状況確認等による**子育て世帯と継続してつながる工夫**、**関係機関との連携**を行う機関。
- この整備により、**子育て世帯との接点を増やし、こどもの状況把握の機会を増やすことを目的としている**。特に、子育て世帯の中には、行政機関であるこども家庭センターに直接相談することへの抵抗感もあり得ることから、**こども家庭センターを補完**することを想定。
- 市町村において、地理的条件、社会的条件、子育て関連施設の状況等を**総合的に勘案して定める区域ごとに整備**。



喫緊の課題となっている放課後児童クラブの待機児童の解消に向けた受け皿整備等に関し、引き続き「場の確保」「人材の確保」「適切な利用調整（マッチング）」に取り組みつつ、浮かび上がってきた**3つの課題**に対応した**6つの対応策**を追加して整理。

### 3つの課題

#### ①待機児童発生状況の偏り

- ・長期休業前に多くの待機児童が発生（**時期**）
- ・特に必要性が高い小1の待機児童の発生（**学年**）
- ・一部の自治体において特に発生（**地域**）

◆待機児童数の変化	5月1.8万人 → 10月0.9万人
◆小1の待機児童数	2,209人（全体の12.5%）
◆待機児童の発生	東京都、埼玉県、千葉県で 全体の4割(R5と同様)

#### ②補助事業の未活用等

- ・様々な補助メニューの一層の周知が必要。
- ・安全対策のための定員管理の必要。

#### ③関係部局間・関係者間の連携

- ・福祉部局・教育委員会間での連携が不十分で、放課後児童クラブ・学校関係者の一層の連携協力が必要。

### 6つの対応策

1. 夏季休業期間中等の開所支援。
2. 特に就学にあたっての不安が大きい小学校新1年生の待機の解消。
3. 待機児童数の多い自治体に向け、民間の新規参入支援、人材確保策の実施、待機児童に対する預かり支援を行う等のモデル事業等を展開。
4. 待機児童数の多い自治体について、補助事業の丁寧な周知を図るとともに、補助事業の活用状況を含めた取組状況や待機児童の状況の詳細を公表。
5. 緊急的に受け入れ増に至った場合の安全対策について更なる方策の検討等。
6. 運営委員会や総合教育会議の活用促進、学校施設活用に際し教師の負担を生じさせることのない管理運営等の好事例の共有。

趣旨

- 「新・放課後子ども総合プラン」「放課後児童対策パッケージ2024」の実施により、受け皿確保は目標としていた152万人分をほぼ達成（151.9万人）。一方で、待機児童数は令和6年5月1日時点で1.8万人と、令和5年度の同時期（1.6万人）に比べて増加。
- 待機児童対策の一層の強化と放課後の児童の居場所確保に向け、こども家庭庁と文部科学省が連携し、予算・運用等の両面から令和6～7年度に集中的に取り組むべき対策として充実を図り、パッケージを改訂するものである。

放課後児童クラブの実施状況 (R6.5.1) 登録児童 151.9万人 待機児童 1.8万人  
(R6.10.1) 登録児童 147.1万人 待機児童 0.9万人

## 1. 放課後児童対策の具体的な内容について

### (1) 放課後児童クラブにおける待機児童の解消策

#### 1) 放課後児童クラブを開設する場の確保

- ① 施設整備に係る補助率の高上げ[R6補正]
- ② 学校（校舎、敷地）内における整備推進
- ③ 学校外における整備推進（補助引き上げ）
- ④ 賃貸物件等を活用した受け皿整備の推進（補助引き上げ）
- ⑤ 学校施設の積極的な活用
- ⑥ 保育所等の積極的な活用
- ⑦ 民間事業者による参入支援[R6補正]
- ⑧ スモールコンセッションによる事業所整備の周知

#### 2) 放課後児童クラブを運営する人材の確保

- ① 常勤職員配置の改善
- ② 職員に対する処遇改善
- ③ 職員の確保支援[R6補正]
- ④ 平日夜間の人材確保支援[R7拡充]
- ⑤ 保育士・保育所支援センター等やハローワークと連携した人材確保支援
- ⑥ ICT化の推進による職員の業務負担軽減[R6補正]
- ⑦ 育成支援の周辺業務を行う職員の配置による業務負担軽減
- ⑧ 放課後児童クラブ分野のDX化による職員の業務負担軽減[R6補正]

#### 3) 適切な利用調整（マッチング）

- ① 正確な待機児童数把握の推進、待機児童の詳細の公表
- ② 利用調整支援や送迎支援の拡充による待機児童と空き定員のマッチングの推進等

#### 4) 時期的なニーズ等への対応

- ① 夏季休業期間中における開所支援[R7拡充]
- ② 年度前半の開所支援のあり方の検討
- ③ 支援の単位あたりの児童数の考え方の検討

#### 5) 自治体へのきめ細かな支援とコミュニティ・スクールの仕組みの活用推進

- ① 待機児童が多数発生している自治体への支援
- ② コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進

### (2) 全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごすための強化策

#### 1) 多様な居場所づくりの推進

- ① 放課後児童クラブと放課後子供教室の校内交流型・連携型の推進[R7拡充]
- ② こどもの居場所づくりの推進(モデル事業、コーディネーター配置)(一部R6補正、R7拡充)
- ③ コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進(一部再掲)
- ④ 特別な配慮を必要とする児童への対応[一部R6補正]
- ⑤ 放課後児童クラブ待機児童への預かり支援実証モデル事業[R6補正]
- ⑥ 朝のこどもの居場所づくりの推進（好事例周知、機運醸成等）
- ⑦ 能登半島地震を踏まえた災害時の放課後等におけるこどもへの支援

#### 2) 放課後児童対策に従事する職員やコーディネーターの人材の確保

- ① 常勤職員配置の改善(再掲)
- ② こどもの居場所づくり支援体制の構築等を行うコーディネーター配置支援(再掲)
- ③ 地域学校協働活動推進員の配置促進等による地域学校協働活動の充実

#### 3) 質の向上に資する研修の充実等

- ① 放課後児童対策に関する研修の充実
- ② 性被害防止、不適切な育成支援防止等への取組[一部R6補正]
- ③ 事故防止への取組
- ④ 「はじめの100か月の育ちビジョン」と連携した広報
- ⑤ 放課後児童クラブ運営指針の改正
- ⑥ いわゆる「スキマバイト」への対応

## 2. 放課後児童対策の推進体制について

### (1) 市町村、都道府県における役割・推進体制

- ① 市町村の運営委員会、都道府県の推進委員会の継続実施
- ② 総合教育会議の活用による総合的な放課後児童対策の検討

### (2) 国における役割・推進体制

- ① 放課後児童対策に関する二省庁会議の継続実施
- ② 放課後児童対策の施策等の周知

## 3. その他留意事項について

### (1) 放課後児童対策に係る取組のフォローアップについて

- ① 放課後児童クラブの整備<152万人の受け皿整備を進め、できる限り早期に待機児童解消へ>
- ② 放課後児童クラブと放課後子供教室の連携<同一小学校区内でできる限り早期に全てを連携型へ>
- ③ 学校施設を活用した放課後児童クラブの整備<新規開設にあたり所管部局が求める場合、できる限り早期に全て学校施設を活用できるように>

### (2) 子ども・子育て支援事業計画との連動について

### (3) 子ども・子育て当事者の意見反映について

# 乳幼児触れ合い体験の推進について（事務連絡）（概要）

（令和5年12月26日付け：こども家庭庁・文部科学省から各都道府県・指定都市教育委員会等宛て）

令和5年12月22日に、こども施策に関する基本的な方針や重要事項並びにこども施策を推進するために必要な事項について定めた「こども大綱」が閣議決定されました。こども大綱においては、ライフステージ別の重要事項として、学童期・思春期に、こども・若者が自らのライフデザインを描けるよう、様々な仕事・ロールモデルに触れる機会、社会人との交流の場、乳幼児と触れ合う機会などの創出をすることとしています。**また、同日に閣議決定された「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」（以下、「はじめの100か月の育ちビジョン」という。）においては、自身の育ちを支えられた者が次代のこどもの育ちを支える好循環を生み出すためにも、ライフイベントの多様性を尊重しつつ、全ての人が学童期・思春期・青年期から、教育機関や地域において、乳幼児の育ちや子育てについて学んだり、乳幼児と関わったりする体験ができる機会を保障することとしています。**

少子化が進行し、普段の生活で乳幼児と触れ合う機会が減少しているとの指摘もある中、乳幼児触れ合い体験は、こども・若者にとって、こどもを生み育てることや家族を持つことがイメージできる貴重な機会となります。つきましては、平成29年1月11日付け事務連絡でも通知していますが、改めて各都道府県におかれては、乳幼児触れ合い体験に関する内容が、こども大綱、はじめの100か月の育ちビジョン及び次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）に基づく行動計画策定指針に盛り込まれていること並びに中学校及び高等学校学習指導要領の記載も踏まえ、関係部局で連携を図りながら、乳幼児触れ合い体験を積極的に実施していただくようお願いいたします。

## 1 乳幼児触れ合い体験の位置付け等について

### （1）こども大綱

こども施策に関するライフステージ別の重要事項として、成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育として、乳幼児触れ合い体験に関する内容が盛り込まれています。

### （2）はじめの100か月の育ちビジョン

**こどもの育ちを切れ目なく支えるとともに、保護者・養育者を支援・応援する観点から、全ての人が乳幼児の育ちや子育てについて学ぶことや、乳幼児と関わる体験の重要性に関する内容が盛り込まれています。**

### （3）次世代法

次世代法第7条第1項の規定に基づく行動計画策定指針において、乳幼児触れ合い体験に関する内容が盛り込まれています。

### （4）学習指導要領

中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領において、幼児及び乳幼児との触れ合い体験に関する内容が盛り込まれています。

### （5）児童館ガイドライン

子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解することが期待できるため、中学生及び高校生世代等が乳幼児と触れ合う機会を広げるための取組に関する内容が盛り込まれています。

## 2 乳幼児触れ合い体験の推進のための取組について

都道府県及び市区町村においては、関係する部局が連携し、乳幼児触れ合い体験を推進することが重要です。具体的には、こども政策・少子化対策等の担当部局が中心となって、地域の実情に応じ、学校をはじめとする様々な関係機関が協力して取り組む体制を構築することが重要と考えられます。

例えば、子育て支援を担当する課において、地域で乳幼児触れ合いにつながる体験活動の場を設け、学校を通じて情報提供をするなどし、中学校や高等学校の生徒が、授業内での体験にとどまらず、希望に応じて参加できるようにすることも効果的であると考えられます。

さらに、乳幼児親子の参加を得るためには、地域子育て支援拠点や児童館等の利用者に直接働きかけを行うほか、母子保健事業（乳幼児健診等）等と連携し、参加者を確保するための取組を行うことも効果的と考えられます。

## 3 地域少子化対策重点推進交付金について

都道府県及び市区町村は、乳幼児触れ合い体験を実施する場合にもこども家庭庁の地域少子化対策重点推進交付金を活用（委託料や講師謝金、会場使用料、消耗品費、ボランティア保険料等が対象経費）することが可能です。

なお、令和5年11月29日に成立した令和5年度補正予算において、乳幼児ふれあい体験事業については本交付金の重点メニューと位置づけており、補助率を一般の事業より高く設定しています。

# 地域少子化対策重点推進交付金

## 重点メニュー：若い世代の描くライフデザイン支援

将来の様々なライフイベントに対応できる知識・情報(結婚、子育て、ワーク・ライフ・バランス等)を習得するセミナーやワークショップを実施したり、乳幼児とふれあう体験や子育て世帯との意見交換などを通じて結婚・子育てに対する理解を深めたりすること等により、若い世代が希望を持ってライフデザインを描けるように支援する取組

### 取組例① ライフデザインセミナー

- 将来の様々なライフイベントに柔軟に対応できるよう、必要な知識・情報を総合的に習得する機会を提供
- 将来のライフデザインを希望を持って描くことができるよう、双方向の対話により自ら考えながらライフデザインを描くなどの要素を取り入れ、将来のライフイベントについて考える機会を提供
- 参加者によるワークショップや報告会を実施することで、多様なライフデザインに触れる機会を創出



### 取組例② 子育て家庭やこどもとのふれあい体験

- 乳幼児と直接ふれあう体験をすることにより、命の大切さや、乳幼児との関わり方等について学び、結婚・子育てに対する理解を深める【乳幼児ふれあい体験】
- 子育て世帯を訪問し、子育て・家事の体験や子育て世帯との意見交換等を行うことを通じて、結婚・子育てについて考える【子育て体験プログラム】



【主な対象経費】 講師や受入家庭への諸謝金、会場使用料、受入家庭の募集・マッチングに関する費用 等

# 母子健康手帳について

## 概要

- 市町村が、妊娠の届出をした者に対して交付(母子保健法第16条第1項)。
- 妊娠、出産及び育児に関する一貫した健康記録であるとともに、乳幼児の保護者に対する育児に関する指導書である。

## 構成と内容

- ① **必須記載事項(省令事項):妊産婦・乳幼児の健康診査、保健指導に関する記録等**  
必ず記載しなければならない全国一律の内容。厚生労働省令で様式を規定している。  
ex. 妊娠中の経過、乳幼児期の健康診査の記録、予防接種の記録、乳幼児身体発育曲線
- ② **任意記載事項(通知事項):妊産婦の健康管理、乳幼児の養育に当たり必要な情報等**  
自治体の任意で記載する内容。厚生労働省令で記載項目のみを定め、通知で様式を示している。  
自治体独自の制度等に関する記載も可能。  
ex. 日常生活上の注意、育児上の注意、妊産婦・乳幼児の栄養の摂取方法、予防接種に関する情報

## 沿革

年次	名称	内容
昭和17年～	妊産婦手帳	出産の状況、妊産婦・出産児の健康状態等
昭和23年～	母子手帳	乳幼児期までの健康状態の記録欄等の追加
昭和41年～	母子健康手帳	医学的記録欄がより詳細に 保護者の記録欄等の追加(育児日誌的性格も付加)
平成4年～	母子健康手帳	交付主体が都道府県又は保健所を設置する市から市町村へ 手帳の後半部分を任意記載事項に

※平成22年乳幼児身体発育調査、近年の社会的変化及び母子保健の変化等を踏まえ、「母子健康手帳に関する検討会」を開催し、平成23年11月に報告書を取りまとめ、その報告書を踏まえ必須記載事項(省令)及び任意記載事項(通知)の様式改正を行った。→平成24年4月1日から各市町村において新様式を交付

令和7年度予算案 子ども・子育て支援交付金 66.5億円（一）

※令和6年度までは母子保健医療対策総合支援事業として実施（令和6年度予算額：60.5億円）【平成26年度創設】

## 事業の目的

○ 出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、少子化の状況を踏まえ、安心・安全な子育て環境を整えるため、法定化により市町村の努力義務となった当事業のユニバーサル化を目指す。こども家庭センターや伴走型相談支援との連携により、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の提供を行う。

※ 「産後ケア事業」は、母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第69号）により、市町村の努力義務として規定された（令和3年4月1日施行）

## 事業の概要

### ◆ 対象者

産後ケアを必要とする者

### ◆ 内容

出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。

### ◆ 実施方法・実施場所等

- (1) 「宿泊型」・・・ 病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施（利用期間は原則7日以内）
- (2) 「デイサービス型」・・・ 個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施
- (3) 「アウトリーチ型」・・・ 実施担当者が利用者の自宅に赴き実施

### ◆ 実施担当者

事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。 ※ 宿泊型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件

## 実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

※都道府県負担の導入（R6以前は、国1/2、市町村1/2）

【補助単価】

- (1) デイサービス・アウトリーチ型 1施設あたり月額 1,788,000円
- (2) 宿泊型 1施設あたり月額 2,605,700円
- (3) ①住民税非課税世帯に対する利用料減免（R4～） 1回あたり 5,000円  
②上記①以外の世帯に対する利用料減免（R5～） 1回あたり 2,500円
- (4) 24時間365日受入体制整備加算（R4～） 1施設あたり年額 2,943,600円
- (5) 支援の必要性の高い利用者の受け入れ加算（R6～） 1人当たり日額 7,000円
- (6) 兄弟や生後4か月以降の児を受け入れる施設への加算【拡充】  
1施設当たり月額 174,200円
- (7) 宿泊型について、夜間に職員配置を2名以上にしている施設への加算【拡充】  
1施設当たり月額 244,600円

## 事業の実績



※ 実施自治体数は変更交付決定ベース

※ 産婦の利用率の算出方法

宿泊型・デイサービス型・アウトリーチ型の各利用実人数の合計 / 分娩件数

# 乳幼児健康診査(1歳6か月児健診・3歳児健診)について

※平成17年度に一般財源化(地方交付税措置)

○ 市町村は、1歳6か月児及び3歳児に対して、健康診査を行う義務があるが、その他の乳幼児に対しても、必要に応じ、健康診査を実施し、また、健康診査を受けるよう勧奨しなければならない。

## ○ 根 拠 (母子保健法)

第12条 市町村は、次に掲げる者に対し、厚生労働省令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。

- 1 満1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児
- 2 満3歳を超え満4歳に達しない幼児

第13条 前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

## 1歳6か月児健診

### ○ 健診内容

- ① 身体発育状況
- ② 栄養状態
- ③ 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- ④ 皮膚の疾病の有無
- ⑤ 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- ⑥ 四肢運動障害の有無
- ⑦ 精神発達の状況
- ⑧ 言語障害の有無
- ⑨ 予防接種の実施状況
- ⑩ 育児上問題となる事項
- ⑪ その他の疾病及び異常の有無

○ 受診人数(受診率) 819,139人(96.3%)

## 3歳児健診

### ○ 健診内容

- ① 身体発育状況
- ② 栄養状態
- ③ 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- ④ 皮膚の疾病の有無
- ⑤ 眼の疾病及び異常の有無
- ⑥ 耳、鼻及び咽頭の疾病及び異常の有無
- ⑦ 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- ⑧ 四肢運動障害の有無
- ⑨ 精神発達の状況
- ⑩ 言語障害の有無
- ⑪ 予防接種の実施状況
- ⑫ 育児上問題となる事項
- ⑬ その他の疾病及び異常の有無

○ 受診人数(受診率) 875,482人(95.7%)



健診内容は、厚生労働省令(母子保健法施行規則)で示す検査項目。

受診人数・受診率:厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」(令和4年度)による。

### 事業の目的

- 乳幼児健康診査については、母子保健法により、市町村において「1歳6か月児」及び「3歳児」に対する健康診査の実施が義務付けられている。また、乳児期（「3から6か月頃」及び「9から11か月頃」）の健康診査についても全国的に実施されている状況となっている。こうした中で、新たに「1か月児」及び「5歳児」に対する健康診査の費用を助成することにより、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備することを目的とする。
- ※ 本事業による財政支援に加え、必要な技術的支援や体制整備に係る財政支援を行うことにより、「1か月児」及び「5歳児」の健康診査の早期の全国展開を目指す。

### 事業の概要

#### ◆ 対象者

- ① 1か月頃の乳児 及び ② 5歳頃の幼児

#### ◆ 内容

地域における全ての上記①及び②に該当する乳幼児を対象に、健康診査の実施に係る費用について助成を行う。

##### ① 1か月児健診

実施方法：原則として個別健診

健診内容：身体発育状況、栄養状態、身体の異常の早期発見、こどもの健康状態や育児の相談等

##### ② 5歳児健診

実施方法：原則として集団健診

健診内容：発達障害など心身の異常の早期発見（精神発達の状況、言語発達の遅れ等）、育児上問題となる事項、必要に応じ、専門相談等

#### ◆ 留意事項

- (1) ①の健康診査の実施に当たっては、委託先の医療機関と連携を密に行うとともに、健康診査の結果等の情報の活用などにより伴走型相談支援の効果的な実施につなげる。また、健康診査の実施が虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意し、こども家庭センターなどの関係機関とも連携しながら、必要な支援体制の整備を行うこと。
- (2) ②の健康診査の実施に当たっては、健康診査の結果、発達障害等（発達障害等の疑いを含む。）と判定された幼児について、就学前までに必要な支援につなげることができるよう、関係部局や都道府県等とも協力しながら、地域における必要な支援体制の整備を行うこと。

### 実施主体等

- ◆ 実施主体：市町村 ◆ 補助率：国1/2、市町村1/2
- ◆ 補助単価：① **6,000円**／人（原則として個別健診） ② **5,000円**／人（原則として集団健診）

＜子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）＋重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）＞  
令和7年度当初予算案 2,345億円の内数（2,208億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

## 事業の目的

- 少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、こどもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家族や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援することを目的とする。

## 事業の概要

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する。

【一般型】 公共施設、空き店舗、保育所等に常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施

【連携型】 児童館等の児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、

子育て支援のための取組を実施

### 基本事業

- ① 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ② 子育て等に関する相談、援助の実施
- ③ 地域の子育て関連情報の提供
- ④ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

### ○更なる展開として

- ・ 地域の子育て支援活動の展開を図るための取組（一時預かり等）
- ・ 地域に出向き、出張ひろばを開設
- ・ 高齢者等の多様な世代との交流、伝統文化や習慣・行事の実施等



## 実施主体等

【実施主体】 市町村（特別区を含む） 【補助率】 国 1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3

【主な補助基準額案】 ※ 開設日数等により単価が異なる

### ○基本事業

- ・ 一般型 6,314千円（3日～4日型、職員3名配置の場合）  
9,023千円（5日型、常勤職員を配置の場合）  
10,084千円（6日型、常勤職員を配置の場合）  
11,154千円（7日型、常勤職員を配置の場合）
- ・ 連携型 3,348千円（5～7日型の場合）

### ○加算事業

- ・ 子育て支援活動の展開を図る取組（一時預かり等）  
3,374千円（一般型（5日型）で実施した場合）
- ・ 地域支援加算1,646千円
- ・ 特別支援対応加算1,147千円
- ・ 育児参加促進講習休日実施加算 443千円
- ・ 賃借料補助加算2,500千円【拡充】

### ○開設準備経費

- （1）改修費等 4,000千円
- （2）礼金及び賃借料（開設前月分）600千円

【実施か所数の推移】（単位：か所数）

R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
7,578	7,735	7,856	7,970	8,016

<子ども・子育て支援交付金> 令和7年度当初予算案 2,138億円の内数（2,074億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

### 事業の目的

- 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う。

### 事業の概要

#### ○主な実施要件

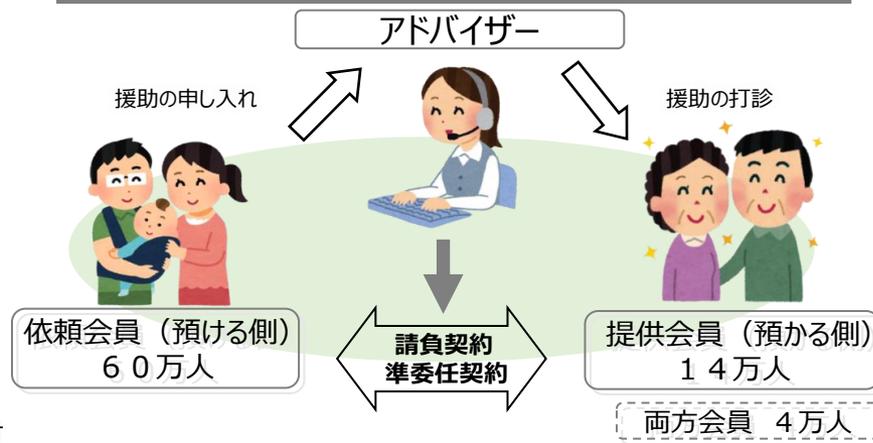
- ・会員数は20人以上
- ・相互援助活動中のこどもの事故に備え、補償保険への加入
- ・こどもの預かり場所の定期的な安全点検の実施
- ・事故発生時の円滑な解決に向けた会員間の連絡等の実施
- ・提供会員に対して、緊急救命講習及び事故防止に関する講習と、少なくとも5年に1回のフォローアップ講習の実施

#### ○相互援助活動の例

- ・保育施設や放課後児童クラブ等までの送迎
- ・保育施設の開始前、終了後又は学校の放課後、冠婚葬祭、買い物等の外出の際のこどもの預かり

○実施市町村 （令和5年度）996市町村、（令和4年度）982市町村

### ファミリー・サポート・センター〔相互援助組織〕



### 実施主体等

【実施主体】 市町村（特別区を含む）

【補助率】 国：1/3、都道府県：1/3、市町村：1/3

#### 【主な補助基準額案】

- 基本事業 2,000千円（会員数100～299人の場合、会員数に応じて段階的に設定）、土日実施加算：1,800千円
- 病児・緊急対応強化事業 1,800千円（預かり等の利用件数～59件の場合、利用件数に応じて段階的に設定）
- 預かり手増加のための取組加算 ①1,200千円（出張登録会や無料託児付き説明会の開催、SNS等を活用した周知・広報などの取組を行う場合に加算）  
② 500千円（提供会員数19人以下で前年度より2人以上増加の場合、提供会員の増加数等に応じて段階的に設定）
- 提供会員の定着促進加算 500千円（提供会員になって間もない会員等を対象に、フォローアップ面談や相談体制の構築を行う場合に加算）
- ひとり親家庭等の利用支援 500千円 ○地域子育て支援拠点等との連携 1,500千円
- 性被害防止対策加算 580千円（性加害防止対策に資する取組として講習・広報啓発等を実施した場合に加算）**【拡充】**
- 開設準備経費 改修費等 4,000千円 礼金及び賃借料（開設前月分） 600千円

# こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

## こどもまんなか応援サポーター概要

【こどもまんなかの趣旨に賛同し、自らもアクションに取り組んでいただける個人、団体、企業、自治体などを「こどもまんなか応援サポーター」と呼んでいます】

### 1 こどもまんなかの趣旨に賛同する。

こどもまんなか社会実現に向けて、賛同した方・団体メンバーご自身がこども若者に対して何ができるのかを考えるきっかけづくり。

#### 「こどもまんなか」

こどもや若者の意見を聴き、その意見を尊重し、こどもや若者にとってよいことは何かを考え、自分ができるアクションを実践していきます。どんなこどものことも考えていきます。

### 2 サポーターご自身が考える「こどもまんなか」なアクションを実行する。

こども・若者に意見を聴き尊重した上で何ができるか、の答えはさまざま、正解はありません。それぞれにできる、こどもまんなかに向けたアクションをぜひお願いします。

#### ※ アクション例

- ・「こどもかきぎを開いて、こども・若者の意見をきいて〇〇に反映してみた」
- ・「こども食堂を手伝っている」 ・「電車の乗り降り、ベビーカーを優先する」
- ・「トイレの行列など、子連れに順番譲っている」 ・「荷物を持つてるお子さん連れに、ドアあけてあげる」

### 3 ご自身・団体のアクションを発信したり、地域社会に広く参加を呼びかける。

**SNS(X、Instagram、YouTube) 上でそれぞれのアクションを #こどもまんなかやってみた をつけて発表。**

積極的な発信とアクションのご協力をお願いいたします。

こども家庭庁はリツイートやホームページでのご紹介等で拡散とみなさまのアクションの見える化を行います。

- ※ みなさんに使っていただける「こどもまんなかマーク」を投票により決定。ホームページから登録いただくことによりご活用いただけます。

こども  
まんなか

# こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革（続き）

## 広がっています！こどもまんなか応援サポーター

38道府県 313市区町村 企業・団体・個人の参加2556に拡大中 ※令和7年1月27日現在

熊本県とくまモン



滋賀県



小松市



日本生命



伊藤忠商事



ローソン



ママの働き方応援隊



南九州大学



キリンこども応援団 (フリースクールキリンのとびろ)



ユニ・チャーム



川崎フロンターレ



都城商高共創ウェルビーイング部



自治体のみなさま、団体のみなさま、企業のみなさま、みなさまの取組やアクションを全国でつなげていき、「こどもまんなか」をひろげていきましょう。#こどもまんなかやってみた

# こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革（続き）

意識改革は、点（自治体）から面（地域の企業・団体ぐるみ）への広がりへ。

## 【札幌市】

こどもたちへお仕事・社会体験を提供するイベント「ミニさっぽろ」を通じて協力会社56社もいっしょに応援サポーターに参加。



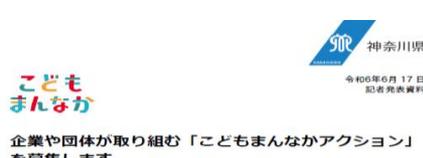
こどもまんなか応援サポーター宣言をした企業・団体の皆様

アイビック食品株式会社	ALSOK（アルシック総合警備保障）	伊藤忠エネクスホームライフ北海道株式会社
札幌地味建設株式会社	株式会社カナリア	株式会社札幌エールサービス供給公社
札幌日神建設株式会社	札幌環境特産場株式会社	一般社団法人札幌下水道公社
札幌こども専門学校	一般社団法人札幌市環境事業公社	一般社団法人さっぽろ産業振興財団
一般社団法人札幌産業発達振興協会（アクトシティ札幌）	札幌市産業振興財団	公益社団法人札幌市子ども養育課協会
札幌精工建設労働組合/北海道印刷工業組合	株式会社札幌建設公社	一般社団法人さっぽろ水産サービス協会
公益社団法人さっぽろ青少年女性活動協会	札幌会社センター株式会社	一般社団法人札幌地方自動車整備協会
札幌デザイン専門学校/ノリノリ専門学校	札幌日通電子株式会社	札幌ビューティーアート専門学校
株式会社札幌ソフト情報公社	札幌環境情報株式会社	株式会社GKI
24北海道産産	3Pシステムアレンジ株式会社/北海道産産	3Pシステム株式会社
株式会社ストロベリーコーズ	大丸株式会社	株式会社国中福
建設工務株式会社	トランスコスモス株式会社	株式会社カガヤ薬局
日本郵船株式会社	日本郵船株式会社北海道支社	株式会社じま・トロ
株式会社チャップス・ジャパン	フクダ電子北海道札幌支社	富士360AN株式会社
ホクレン農業協同組合連合会	株式会社北海道アムバイオ情報社	北海道エールサービス株式会社
一般社団法人北海道建設士会/一般社団法人北海道建設士会札幌地区協議会	公益社団法人北海道建設業連合会	一般社団法人北海道産科産士会
北海道労働組合連合会	北海道建設団体連合会	株式会社北海道新聞社
北海道労働組合連合会	北海道建設労働組合	札幌新聞株式会社
協栄メグミルク株式会社	株式会社ロス・エンタテインメント	モリビル事業部メディア

計56社（五十音順）

## 【神奈川県】

県内の「こどもまんなかアクション」を募集し、広報に活用していく取組。



企業や団体が取り組む「こどもまんなかアクション」を募集します

～企業や団体の取組を、県が積極的に広報していきます～

県では、県内企業等が取り組んでいる「こどもまんなかアクション」（全ての方がこどもや子育ての中の方々に応じる取組）を募集します。  
応募いただいた事例については、「かながわこどもまんなかアクション事例集」にとりまとめ、県ホームページで積極的に広報し、社会全体で子どもや子育てを支えるためのやさしい社会づくりに活用していきます。

### 1 かながわこどもまんなかアクションの募集について

- (1) 募集期間  
令和6年6月17日（月曜日）から8月21日（水曜日）まで
- (2) 応募条件
  - ・ 県内事業者であること（神奈川県内に本店、支店又は営業所等を有する者（全部事項証明書に記載の住所）を有する法人（企業又は団体）であること）
  - ・ 県内事業者が神奈川県内での「こどもまんなかアクション」に取り組んでいること
  - ・ こどもまんなかの趣旨に賛同し、県内事業者のSNS等で「こどもまんなかやってみた」を発信すること
  - ・ 県内で継続して「こどもまんなかアクション」を実施できること
- (3) 応募方法  
「かながわこどもまんなかアクション」応募用紙及び誓約書を電子申請で提出（郵送可）  
[https://shinsei-hanagawa.lg.jp/40007-0/offer/offer\\_list\\_detail?compSeq=75271](https://shinsei-hanagawa.lg.jp/40007-0/offer/offer_list_detail?compSeq=75271)  
詳細は、かながわこどもまんなかアクション募集要項（別添資料）を御覧ください。

### 2 かながわこどもまんなかアクション事例集の作成について

応募いただいた「こどもまんなかアクション」は、「かながわこどもまんなかアクション事例集」として作成し、県ホームページで公表します。（令和6年12月頃）



## 【福山市】

「子ども未来づくり100人委員会」高・大学生をはじめ100人以上の市民が「子育て世代を支えるためのアクション」を考える取組を実施。

第1回子ども未来づくり100人委員会

オンラインを含め135名が参加しました。



企業の「こどもまんなか」なアクション：子育て/リノ（活躍）ワーク連携・応援企業（国）山崎木材 Instagram: @yamaneokuzaki



よした産科 Instagram: @oshii\_okuchi



助産院Cocon Instagram: @cocon\_mommy



# こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革（続き）

## 「こどもまんなかアクション」リレーシンポジウム の開催

こども・子育てにやさしい社会の機運醸成のために、自治体を主体としたシンポジウムを開催。こども家庭庁から職員を派遣し、各政策の説明やこども未来戦略の理解促進をはかると同時に地域での課題解決に向けた取組の紹介や意見交換を自治体の要望に沿ってさまざまな形式で実施。

### ◆R5年度開催実績

- ・和歌山県・神奈川県・奈良県・埼玉県・北九州市・北海道・愛媛県・福山市・大分県・福井県・栃木市

#### 『こどもまんなかアクション』リレーシンポジウム in 埼玉 SAITAMA 子育て応援フェスタ 2023 が開催されました。

こどもや子育てにやさしい社会づくりを推進するために、『こどもまんなかアクション』リレーシンポジウム in 埼玉 SAITAMA 子育て応援フェスタ 2023が令和5年11月18日(土)さいたまスーパーアリーナ コミュニティホールにて開催されました。埼玉県が主体となり官民連携で「たのしい子育て」を情報発信し、体験型イベントを通して子育ての楽しさを感じてもらおうと、子育て世代間の交流も図られました。

#### 【知事とこどもたちのこどもまんなかパネルディスカッション】リレーシンポジウム in 埼玉～

ステージで最初に開催されたのは、「知事とこどもたちのこどもまんなかパネルディスカッション～リレーシンポジウム in 埼玉～」公開で進められた小学生とその保護者 2 組が、大勢知らずとくに埼玉県こども未来戦略について様々な意見を交わしました。冒頭、こども家庭庁 副大臣が「こどもまんなかについて説明すると、続いて知事が 6 月にこどもまんなか応援サポーター」を宣言したことを報告。埼玉応援団を務めるラントのピビる大木氏をサポーターに勧誘すると、子育て中のピビる大木氏も趣意を表明しサポーターとなる宣言をしました。

パネルディスカッションでは、「埼玉県の好きなど」としてこどもたちが「自然豊か」「ショッピングモールがあって買い物しやすい」などを受け、知事が埼玉県には、海以外すべてがあるところの強みであると表現しステージで発表された。「埼玉県の未来で外国人との多文化共生の重要性が多く述べられ、副大臣も自身の出身地である愛知県は「クラス半分がブラジル人の小学校もある」と全国各地でグローバル化が進んでいる現状を説明。そうした中でも分けて聞くこどもや子育てを応援するこどもまんなか社会の実現に向けて、誰もが協力できるこどもまんなか応援サポーターへの参加を呼びかけました。

保護者が「子育てで困ったこととして、「休日・夜間の診療」や「専業主婦の保育職の利用」など実生活で直面した困りごととして、副大臣からはこども未来戦略(各局)の進捗を説明していること、知事からは埼玉県 AI 教育相談「バービス」の紹介などが伝えられました。パネルディスカッションの最後には、副大臣が知事がこれからの日本や埼玉県を担うこどもたちへエールを送りました。



その他にも様々な出し物がステージで行われたほか、会場では「ロボチーム」による「初めての親子サッカー体験」や好身体体験ベテランが装着した日常動作を体験する「好身体体験コーナー」など多彩なプログラムに多数の来場者が参加しました。埼玉県のゆるキャラが会場内に登場する「ゆるキャラヒーロー」埼玉県のゆるキャラ「はぐ」は、多くのこどもたちが思い思いに笑顔でキャラクターと触れ合う姿が印象的でした。



【掲載】名称:SAITAMA 子育て応援フェスタ 2023 / 内容:子育て応援フェスタ / 会場:さいたまスーパーアリーナ / 開催日時:令和5年11月18日(土) / 主催:SAITAMA 子育て応援フェスタ実行委員会 / 協賛:こども家庭庁

#### 『こどもまんなかアクション』リレーシンポジウム in 北九州 産学官・地域・若者と共同で、～こどもまんなか city 宣言～が発表されました。

こどもや子育てにやさしい社会づくりを推進するために『こどもまんなかアクション』リレーシンポジウム in 北九州 ～こどもまんなか city 宣言～が令和5年11月13日(月)北九州市立小倉中央小学校 体育館で開催されました。小学生や高校生、そして市内の経済団体、活動団体、保護者、地域の方々など多くの市民のみならずが参加しました。このシンポジウムの中で、北九州市全体で地域一体となって「こどもまんなか社会」を目指すため、産学官・地域・若者と共同で、全国初となる「こどもまんなか city 宣言」が発表されました。

冒頭北九州市の武内市長より、今年7月に北九州市が「こどもまんなか応援サポーター宣言」を発表したこと、さらに市内の約80の公共施設でこどもファストトラック制度を開始したことを説明。そして今回の「こどもまんなか city 宣言」を通じて、こども・大人の福祉を越えて、北九州のまち全体で全国のこどもまんなかアクションを引っ張っていきたいと説明しました。

続いて、こども政策担当大臣がビデオメッセージにて「本日のリレーシンポジウムを通じて、多くの皆さんがこども・子育てにやさしい社会づくりに参加していく機運が高まることを期待しています」と挨拶。この後、こども家庭庁 企画官より、今年4月より旅行されている「こども基本法」についてなど、クイズ形式を取り入れてこども達にわかりやすく説明。こども達も真剣な顔で話を聞いていました。

産学官・地域・若者と共同での「こどもまんなか city 宣言」の発表では、それぞれの代表者が具体的なアクションや取組を宣言。まず武内市長からはこどもが遊び、集い、自由に過ごせるスペースとして「こどもまちなすべー」などの実施を宣言。産を代表して北九州商工会議所の津田会頭からは「こどもまんなかワークスタイル」字を代表して北九州商工高校の増田校長からは「生徒の未来を全力応援」などが発表されました。また地域や学生の代表者からは「食でつながる居場所づくり」や「こども・子育てを自分事として考える」などが発表され、産学官・地域・若者が一体となってこどもまんなか社会の実現を目指していくことが宣言されました。

こども大使任命式では、地元ヒーロー、キタキョウマンが警備、人気の盛況に、参加しているこども達から大きな歓声が沸きました。最後に、参加者全員での記念撮影が行われ、北九州市が目指す「こどもまんなか社会」を後継するような、みんなの笑顔で幕を閉じました。

【掲載】名称:『こどもまんなかアクション』リレーシンポジウム in 北九州 ～こどもまんなか city 宣言～ / 開催:北九州市立小倉中央小学校 体育館 / 内容:産学官・地域・若者と共同で「こどもまんなか city 宣言」を発表 / 会場:北九州市立小倉中央小学校 体育館 / 開催日時:令和5年11月13日(月) / 主催:こどもまんなか city 宣言実行委員会 / 協賛:こども家庭庁

### ◆R6年度は 全国17か所程度の開催を予定



# こどもまんなかアクション こどもたちが主体となった取組事例

## ◆都城商業高校共創ウェルビーイング部「のくにラボ」

高校生による「ナンバーレスプレイス」な居場所づくり活動。  
地域の大人や大学生を巻き込んだ高校生主催の対話会を開き  
企画を考案。経済格差から生じる「体験格差」を埋めるために、  
地域の事業所や行政からの支援を受け、  
こどもたちの参加費は無料に。こどももおとなもみんなが  
同じフィールドで楽しめる居場所づくりを実践している。  
(マイプロジェクト全国大会優秀賞受賞)



のくにラボ



## ◆ローソン×品川区×青稜中・高SDG s部 「しあわせ食卓事業」

ローソンが提供した商品を品川区と区内の学校が連携し、  
希望する子育て家庭に届ける事業。  
SDG s部の生徒たちが、商品の仕分け、箱詰め作業などを行い  
産官学のコラボで子育て支援。



## ◆ITを活用し自分たちでやりたいことをかなえていく居場所 「VIVISTOP博多」

VIVITA JAPAN×福岡市×JR博多シティが  
こどもたちの「つくりたい」を後押しする  
「究極の映画館をつくらう」プロジェクト。



## ◆こどもたちが未来に踏み出せる居場所づくり「お福wapi」

フリースクールキリンのとびらに通うこども達が運営する  
期間限定カフェ「お福wapi」。将来、料理人になりたい！  
お店をもちたい！という夢を持っているようになったこども達。  
そんなこども達が口にした「こども達でお店をやりたい！」  
という夢を実現。



# 健やか親子21全国大会及び健やか親子21内閣府特命担当大臣表彰について

## 健やか親子21全国大会について

- 成育医療等基本方針に基づく国民運動の一環として、講演やシンポジウムなどの開催により、「健やか親子」の推進を図るとともに、成育過程にある者の心身の健やかな成育や妊産婦の健康の保持・増進に寄与する取組を推進している個人・団体・自治体・企業を表彰。

<健やか親子21全国大会特設ページ（健やか親子21ウェブサイト内）>

URL：[https://sukoyaka21.cfa.go.jp/zenkokutai/](https://sukoyaka21.cfa.go.jp/zenkokutai)

令和6年度は、11月21日（木）～22日（金）  
鹿児島県にて開催



健やか親子21全国大会  
（母子保健家族計画全国大会）



## 健やか親子21内閣府特命担当大臣表彰について

### ○ 功労者表彰

成育過程にある者の心身の健やかな成育並びに妊産婦の健康の保持及び増進に寄与する取組に長年携わり、地域社会全体でこどもの健やかな成長を見守り育む地域づくりに貢献している個人及び団体を表彰するもの。

### ○ 健やか親子表彰

国及び地方公共団体が講ずる成育医療等の提供に関する施策に協力し、先駆的な取組により、成育過程にある者の心身の健やかな成育並びに妊産婦の健康の保持及び増進に寄与する自治体・団体・企業を表彰するもの。

健やか親子表彰 本年度の重点テーマ：  
「小児の入院付き添いについて」



<健やか親子21内閣府特命担当大臣表彰特設ページ（健やか親子21ウェブサイト内）>

URL：[https://sukoyaka21.cfa.go.jp/award\\_list/](https://sukoyaka21.cfa.go.jp/award_list/)  
<https://sukoyaka21.cfa.go.jp/award-2023/>

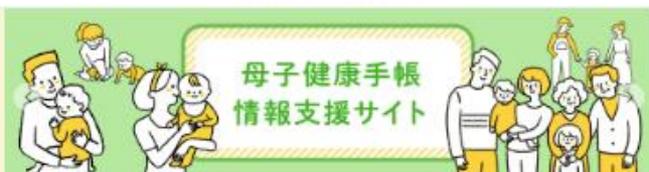
# 健やか親子21公式ウェブサイト

(妊娠・出産・子育て期の健康に関する情報サイト)

<https://sukoyaka21.cfa.go.jp/>

健やか親子21

妊娠・出産・子育て期の健康に関する情報サイト



## 目的

成育医療等基本方針に基づく国民運動として、子育て当事者・国民全体へ妊娠・出産・子育て期の健康に関する情報発信を行う。

## 主な掲載内容

### 健やか親子21と成育基本法について

成育基本法や健やか親子21応援メンバーである地方公共団体・企業・団体・大学等の活動内容について紹介しています。

### 母子健康手帳情報支援サイト

妊娠中から乳幼児までの健康に関する重要な情報や子育てに関する必要な知識を掲載しています。

### データでわかる妊娠・出産・子育て

妊娠・出産・子育て期の健康についてデータとイラストでわかりやすく説明しています。

### 参考資料

調査研究事業などで作成された妊娠期から子育て期の健康づくりに参考となる資料を掲載しています。

### マタニティマーク

マタニティマークの目的やご利用ガイドなどを掲載しています。



健やか親子21と成育基本法について

子どもの健やか成長を促す健康づくりを、妊娠前から子育て期にかけて切れぬように継続してまいります。



母子健康手帳情報支援サイト

妊娠前から乳幼児までの健康に関する重要な情報や子育てに関する必要な知識などを掲載しています。



マタニティマーク

マタニティマークの目的やご利用ガイド、アンテナ情報などを掲載しています。



データでわかる妊娠・出産・子育て

妊娠・出産・子育て期の健康について、データとイラストでわかりやすく説明しています。



若者の性や妊娠などの健康相談支援サイト「スマート保健相談室」

からだや心、妊娠などの健康に関する正しい健康や専門知識に基づいた相談窓口を掲載しています。



乳幼児健診情報システム(自治体向け)

乳幼児健診の重要性や健康相談しやすくなるよう、活用するためのツールです。